

別紙第4

新たな職務の級の設置に関する意見

本委員会は、職責・能力・業績をより一層反映した給与制度への転換を図るため、給与構造・制度の改革について意見を述べてきた。特に、政策課題の複雑化、行政運営の困難化、組織の統廃合等により、管理職の職責がこれまで以上に増しているにも関わらず、その職責や能力が給料（本給）に十分反映されていない旨、繰り返し意見を述べてきたところである。

今後とも、職責・能力・業績を反映した給与制度への転換を進めるため、職務の級の構成について、以下のとおり見直しを行うことが適当である。

まず、局次長等の職については指定職給料表が適用されており、「職務の級」の意義・必要性が乏しくなっていることから、この「職務の級」を廃止する。

次に、局次長等の職の下、事務事業を直接的に総括し、行政運営の実質的な判断を行う部長の職については、職務の複雑さ、困難性及び責任の度合いが、これまでと大きく異なることから、その職責にふさわしい、新たな「職務の級」を設置し、現行の「職務の級」を廃止する。

記

- 1 職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）に定める、行政職給料表（一）、公安職給料表、研究職給料表及び医療職給料表（一）について、別記のとおり改定すること。
- 2 行政職給料表（一）及び研究職給料表8級を適用する標準的な職務は、部長の職務とすること。公安職給料表9級及び医療職給料表（一）3級も同様とすること。
- 3 部長の職に支給する給料の特別調整額（管理職手当）については、職責差の明確化を図る観点から、見直しを行うこと。